

6 - 2

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第一款至次のよう改正する。

法文學部 教育學部
文學部 教育學部
法經學部

教育學部
法經學部

北海道太宰府附属医学校門部
北海道立大学附属医学系門部

北海道大学附属農林専門部 11、同條弘前大学附属
東北大学附属医学専門部 12、同條弘前大学附属
東北大学附属医学専門部 13、同條山形大
学附属医学専門部 14、青森医学専門学校

山形高等學校
米沢工業専門學校

千葉青年師範学校
東京医科歯科大学予科
仁、同條東京大學の演習
東京大學附屬医事専門部
第一高等學校
東京大學附屬医事専門部

に、同條が兼の水女子大学の項中 理家政学部 を 理家政学部 に、同條一橋大学の項中 家政学部

東京高尙大學新潟同條新潟大學附屬中
新潟高尙學校

富山薬学専門学校に、同様金沢大学の項中 第四高等学校 金沢医科大学附属富山専門部 を「金沢医科

に、同條靜岡大學の頂牛 靜岡高等學校 浜松工業專門學校 左 浜松工業專門學校 右、同條名古屋大

學の項目
法経学部
法學部
名古屋大学
名古屋市立附屬医学専門部
名古屋大

「仁」に「同僚宗都大學の項中」、「第三高等學校」、「京都市大學所屬醫學專門部」、「仁」に「大阪大學附屬醫學專門部」、「大阪大學附屬醫學專門部」、「三、」

同條大阪大学の項中
大阪高等学校
大阪大学附属農業専門部

天賦

33

電波、赤外線、光波等のふく射線に関する
化學的某項の學理及びその應用の研究

理學及工學に関する學理及びその應用の總合研究

同欄中

新聞及時事について出版、放送又は映画に
関する研究並びにこれらの事業に從事し、
又は從事しようとする者の指導及發展成

理學及工學に関する二字理及びその應用の總合研究

に改める。

新聞及時事について出版、放送又は映画
上に關する研究並びにこれらの事業に從事
し、又は從事しようとする者の指導及發展成

吉

本邦に關する史料の研究、編集之及出版

吉

第五條中

東北大學

理學部

附屬臨海實驗所

醫學部

附屬病院、附屬病院介護、看護婦養成施設

農學部

附屬農場、附屬實習林

礦山學部

附屬地下資源研究施設

農學部

附屬農場、附屬實習林

理學部

附屬臨海實驗所

農學

京都大学	理学部	附属臨海実験所、附属臨湖実験所、附属火山温泉研究所
医学部	附属病院、看護婦養成施設	
農学部	附属農場、附属演習林	

京都大学	理学部	附属臨海実験所、附属臨湖実験所、附属火山温泉研究所
医学部	附属病院、看護婦養成施設	
農学部	附属農場、附属演習林	

岡山大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設

広島大学	理学部	附属臨海実験所
医学部	医学部	附属臨海実験所
農学部	農学部	附属農場
山口大学	農学部	附属農場
徳島大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
高知大学	農学部	附属農場

第十二條中「別表第一から第三まで」を「別表第一及び第二」に改めると。

附則第五項中「東京医学専門学校は、昭和二十五年二月三十一日まで、」及び「東京医学専門学校」を削る。

附則第六項を削り、附則第九項中「別表第四」を「別表第三」に改め、附則第七項を附則第六項とし、以下附則第十項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十一項及び附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十項とし、附則第十項を附則第十一項とする。

附則第十五項を次のよう改める。

(2) 第四章に規定する国立の各種学校は、東京教育大学に附置されて昭和二十六年三月三十一日まで存続するものとし、当該各種学校に置かれる職員の定員は、東京教育大学の職員の定員に含まれるものとする。

別表第一北海道大學の項中「二、五七二人」を「二、三三九人」に、同表北海道學芸大學の項中「六六〇人」、「六七九人」に、同表室蘭工業大學の項中「一四七人」を「一六一人」に、同表小樽商科大學の項中「九八八人」を「一〇〇人」に、同表弘前大學の項中「八二一人」を「八七〇人」に、同表東北大學の項中「三九七七人」を「三九八六人」に、同表山形大學の項中「五九八人」を「五九五人」に、同表福島大學の項中「四二六人」を「四三〇人」に、同表群馬大學の項中「八九七人」を「九〇大人」に、同表千葉大學の項中「六二八人」を「六六九人」に、同表東東大學の項中

「五八六七人」を「五八六五人」に、同表東京教育大学の項中「九一八人」を「九一三」に、同表新潟大学の項中「六四九一人」を「一五一五人」に、同表金沢大学の項中「六七〇三人」を「六九七八人」に、同表信州大学の項中「一一九人」を「一三〇四人」に、同表名古屋大学の項中「一九四〇人」を「一八八九人」に、同表名古屋工業大学の項中「一七八八人」を「二〇九人」に、同表京都大學の項中「三一四八人」を「三一三八人」に、同表京都工芸繊維大学の項中「三一九八人」を「三一三八人」に、同表神戸大学の項中「一九八人」を「一九八人」に、同表奈良女子大学の項中「三一四七人」を「三一〇八人」に、同表大阪大学の項中「二五三一人」を「二五七九人」に、同表神戸大学の項中「一九八人」を「一九八人」に、同表奈良女子大学の項中「二三六八人」を「二三八八人」に、同表鳥取大学の項中「八〇九人」を「八五七人」に、同表岡山大学の項中「六三七四人」を「六三九五人」に、同表広島大学の項中「六三〇九人」を「六三四三人」に、同表山口大学の項中「大七〇人」を「六九三人」に、同表徳島大学の項中「八六三八人」を「九一二人」に、同表高知大学の項中「三六五八人」を「三六八八人」に、同表九州大学の項中「六八七九人」を「六八九七人」に、同表長崎大学の項中「一五一六人」を「一六〇人」に、同表熊本大学の項中「六四八四人」を「六四四二人」に、同表宮崎大学の項中「四二五人」を「四五七人」に、同表鹿児島大学の項中「八二三八人」を「八二七人」に改める。
 別表第二謹間電波高等学校の項中「五〇八人」を「六三八人」に改める。

別表第三を削る。

(別表第三)

附則第五項に掲げる學校の名(不 上 附 外 の 學 校 に 置 か れ る 職 員 の 定 員
東京医科大学
大阪工業専門学校
大阪青年師範學校

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則

理由

国立学校の一部について、大学学部の分割、大学附置研究所の新設合併等の組織を整備するとともに職員の定員を学年の進行、旧制の学校の募集停止等に基く増減に応じて改正する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

